

平成21年5月29日

各 位

会 社 名 OUGホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 溝 上 源 二  
(コード番号 8041 大証 第一部)  
問 合 せ 先 常務執行役員  
経営基盤グループ担当 中 江 一 夫  
電 話 番 号 06-4804-3031

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月29日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第63回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 公告の方法を、公告の迅速化と効率化のために電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告ができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が、平成21年1月5日に施行されたことに伴い、当社の定款規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正等所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第4条 (条文省略) (公告方法) 第5条 本会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。  (発行可能株式総数) 第6条 (条文省略) (株券の発行) 第7条 本会社は、株券を発行する。 (自己株式の取得) 第8条 (条文省略) (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 本会社の単元株式数は1,000株とする。 2. 本会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。	第1条～第4条 (現行どおり) (公告方法) 第5条 本会社の公告は、 <u>電子公告により行なう。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載する方法により行なう。  (発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり) (削 除)  (自己株式の取得) 第7条 (現行どおり) (単元株式数) 第8条 (現行どおり)  (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p><b>第10条</b> 本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><b>第11条</b> 本会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。</li> <li>3. 本会社の株主名簿および実質株主名簿(以下、「株主名簿等」という。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</li> </ol> <p><b>第12条～第13条</b> (条文省略) (定時株主総会の基準日)</p> <p><b>第14条</b> 毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p><b>第15条～第41条</b> (条文省略) (期末配当の基準日)</p> <p><b>第42条</b> 本会社は、定時株主総会の決議をもって、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当として剰余金の配当を行なうことができる。</p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p><b>第43条</b> 本会社は、取締役会の決議をもって、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行なうことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><b>第44条</b> (条文省略)</p>	<p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p><b>第9条</b> 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><b>第10条</b> (現行どおり) (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取扱わない。</li> </ol> <p><b>第11条～第12条</b> (現行どおり) (定時株主総会の基準日)</p> <p><b>第13条</b> 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p><b>第14条～第40条</b> (現行どおり) (期末配当の基準日)</p> <p><b>第41条</b> 本会社は、定時株主総会の決議をもって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当として剰余金の配当を行なうことができる。</p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p><b>第42条</b> 本会社は、取締役会の決議をもって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行なうことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><b>第43条</b> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	附則 <u>第1条 本会社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。</u> <u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。</u>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日（金曜日）  
 定款変更の効力発生日 平成21年6月26日（金曜日）

以上